

# 天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年 2月20日(火) 午後1時30分から午後3時11分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (8人)

会 長	9番委員	内 山 正 勝
第一順位職務代理者	8番委員	円 谷 要
委 員	1番委員	磯 部 伊 弘
	2番委員	伊 藤 義 則
	3番委員	石 井 一 美
	4番委員	大 野 義 明
	6番委員	星 重 保
	7番委員	小 針 久 司

農地利用最適化推進委員	森 隆
	幡 谷 壮 太
	松 崎 兵 一
	添 田 豊 廣
	石 塚 武 敏
	人 見 昇

4 欠席委員 (1人) 5番委員 小 沼 孝 雄

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農用地使用貸借の合意解約について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第2号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について
- 議案第3号 平成29年度農地利用配分計画適否決定について
- 議案第4号 平成30年度農作業労働賃金標準額の設定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	森 賢 一
農業委員会書記	鈴 木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を農地対策委員長の小針委員よりお願い致します。

小針委員 ただ今より、平成30年第2回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 会長挨拶 内山会長から挨拶をお願いいたします。

会長 (内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よろしく申し上げます。

議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は8名です。届出欠席委員は、5番 小沼 孝雄委員であります。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については7番 小針委員、1番 磯部委員の両名にお願い致します。

議長 ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書1～3ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終了しましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらは報告事項なので、承認と致します。

(13:40 決定)

議長 続いて、報告第2号「農用地使用貸借の合意解約について」を議題と致します。No. 1からNo. 2については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書4～6ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終了しましたので、意見・質疑がある方は挙手願います。

事務局長 No. 1、No. 2ですが、この綴り方は、~~農地~~が借りて貸し与えるという形の綴り方なので、本来ならばNo. 2、No. 1の順番が逆になります。貸していた方から返されて、所有者に戻すという形になっておりますので、その辺を間違わないようお願いいたします。

議長 他にございませんか。

(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらも報告事項ですので、承認と致します。

(13:45 決定)

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題と致します。No. 1について事務局より説明をお願い致します。

ます。

事務局

(議案書7・8ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は6番 星 重保委員より説明を願います。

星 委員

事務局より話があった通り、[ ]に確認しました。今、[ ]さんは入院中です。電話連絡で、元気なうちに譲りたいということで相談を受けました。生前贈与というものがありますが、後からそういうものは判断してやりたいという事でした。親子関係なので特に問題はありませので、皆様のご審議を宜しくお願い致します。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:51 決定)

議長

続いてNo. 2について事務局より説明をお願い致します。

事務局

(議案書7・9ページを朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願います。こちらの担当委員は8番 円谷委員より説明を願います。

円谷委員

本日、若干遅れて間に合わないかもしれないということで、推進委員の人見委員にお願いしていたものですから、私の方では確認をとっておりませので、推進員の人見委員より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

人見委員

確認をしたということでよろしいでしょうか。

説明の方は事務局が言った通りです。[ ]さん、[ ]さんから聞いたのですが、[ ]さんの畑に[ ]さん畑の一部が入っていたものですから、それを一筆にまとめるために買い取ったということですので宜しくお願い致します。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:58 決定)

議長

続いてNo. 3について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書7・10ページを朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願います。こちらの担当委員は4番 大野委員より説明を願います。

大野委員 ■■■■■に聞いて確認してまいりました。間違いのないと思いますので、よろしく願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:03 決定)

議長 続いて、議案第2号「平成29年度農用地利用集積適否決定について」の件を議題と致します。No. 1について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書11ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は大里北部・中部地区担当の農地利用最適化推進委員 添田委員よりご説明を願います。

添田委員 ■■■■■に■■■さん本人と会いました。場所は安養寺地内で、■■■さんも体が弱ってしまって耕作が出来ないからということで、■■■さんをお願いしたいということでお話を受けましたので宜しく願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 確認の為に聞きたいのですが、認定農業者になるということは、農業経営3カ年計画というのを出して、認定農業者になるということですよ。それで、一応規模拡大を目標とした計画を立てるわけですが、そこで農地が減っていくということは、土地条件とか場所によっていろいろあるとは思いますが、そのようになうた場合の対応策というのは無いのかと思ひまして。

事務局長 認定農業者については3年に一回見直しがあります。

円谷委員 3年に一回の見直しがあるのはわかります。でも3年間に対してこれだけの田を減らすという計画を立てるわけですから、農地集積をどんどんやってもらおうと思って認定農業者として認めているのですから。だからこのようになったときには転用だけで、結果はどうなるか見直しがあるからというのではなくて、そうなったときの対応は別に何も無いのですか。

事務局長 ないですね。2年目あたりに一応、指導みたいな形で入ります。その時点で、目標にこれだけなっていないとか、農地を増やすと言っているのに減っているとすれば、次回はどのような考えですか、というような話になり、次回は更新しません、となれば3年目の時点で更新は無しということでその場

で終わりです。

円谷委員  
事務局長

その場で認定農業者もなくなるということですか。

3年で終わりという形になります。

あくまでも計画なので、計画を認定するので最終的な結果というのは3年後なのですね。ですから、2年目の所で自分のところは減ったけれども3年目に目標達成したということもあり得る話になります。

円谷委員  
事務局長

これから違うところを借りて大きくしていくということですか。

もともと場所的に通うのが大変だからそこは貸して、別の人から借りてというのも一つの策ですね。

円谷委員

今、補助金制度というのがなくなって、新規の場合は必要性もあったので、その中で遠いところは他の人に貸して、近くは借りてという事例もありました。今回はないのですが、ただ何か計画通りに行かないというのは誰でも当たり前のことですが、何かその認定農業者に対してペナルティみたいなものがあったもいいのではないかと、何かしらの。後は本人の3年後の申告次第だということですね。

事務局長

もし、認定農業者になって経営資金とか、機械購入の補助金を使った場合、目標に達成していない時点で、補助分については返還してもらいます。経営資金についても低利子から通常利子に戻りますので、そのような形でのペナルティが生じてきます。ただ、認定農業者になったけれども、何も恩恵を受けていない人は次は更新しない、認定農業者になっても何らメリットがなかったからといって更新をしないという人がでてきてはいます。

星（重）委員

貸す方の名前が奥さんの名前になっていますが、貸す方の土地というのはどちらの名義ですか。

事務局長

奥様の名義です。

星（重）委員

奥さんの名義で貸しているのですか。

事務局長

旦那さんが認定農業者になっております。

議長

他にご質問はございませんか。

（意見・質疑なし）

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

（14:12 決定）

議長

続いて、No. 2について事務局より説明をお願い致します。

事務局

（議案書11ページを朗読）

議長

事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。同じく担当委員は大里北部・中部地区担当の農地利用最適化推進委員 添田委員より説明を願います。

添田委員

これも同じく [REDACTED] さんとお会いしまして、先ほどお話したように

■さんに貸した分を、今度は近くの■さんにお貸しするということです。■から遠いからという事で■さんからお話があったということです。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:15 決定)

議長 続いて、No. 3からNo. 5について関連がございますので、一括審議と致します。事務局より説明を願います。

事務局 (議案書11ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は大里東部・南部地区担当の農地利用最適化推進委員 石塚委員より説明を願います。

石塚委員 両方の方に確認した結果、よろしく願いますという事でしたので、よろしくおねがいします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:20 決定)

議長 続いて、No. 6からNo. 8については関連がございますので一括審議といたします。なお、説明に入る前に、この議事案件が4番 大野委員の案件となります。よって天栄村会議規則第10条の規定により、大野委員は退席願います。

大野委員 (大野委員退席)

議長 (退席を確認後)、事務局より説明を願います。

事務局 (議案書11～12ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。同じく、大里東部・南部地区担当の農地利用最適化推進委員 石塚委員より説明を願います。

石塚委員 両方の方に確認した結果、よろしく願いますということでしたので、よろしくおねがいします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願

ます。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:27 決定)

議長 大野委員の入室をお願いいたします。

大野委員 (入室、着席)

議長 続いて、No. 9について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書12ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は、牧之内地区担当の農地利用最適化推進委員 森委員より説明を願います。

森委員 今月、■■■■■に受け手側、借り手側の■■■■■さんに確認したところ、間違いはないという事です。新規ですが、お互い同じ集落内で姻戚関係でもあるということです。■■■さんは昨年末辺りから、今年は田んぼを貸したい意向を示していたようで、同じ集落内の親戚である■■■■■さんに貸したいという事でこのようになりましたので、よろしくお願い致します。以上です。

議長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:30 決定)

議長 続いて、No. 10について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書12ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当委員は、牧之内地区担当の農地利用最適化推進委員 森委員より説明を願います。

森委員 この件に関しましては、■■■■■に確認しまして、■■■■■さんに確認を取りました。再設定ですので何ら問題は無いと思いますし、■■■■■さんそのものは水稻については、WSCといろいろ取り組んで規模拡大に積極的に取り組んでいる方でありますので宜しくお願い致します。

議長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の

方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:32 決定)

議長 続いて、No. 11について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書12ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は、上・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 松崎委員より説明を願います。

松崎委員 ■■■さん、■■■さん、■■■■■■に訪問しまして確認した結果、この内容で間違いがないということで、よろしくお願ひしますという事でございます。以上です。

議長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:35 決定)

議長 続いて、No. 12について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書12ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当委員は、上・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 松崎委員より説明を願います。

松崎委員 ■■■さんに関しては■■■に私の家に来まして、借りるようにしましたので宜しくお願ひ致します、ということで、又■■■さんについては■■■に訪問致しまして、間違いがないかどうかということを確認しましたら今まで通りでお願いいたします、ということで確認をとっておりますので、宜しくお願ひ致します。

議長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:38 決定)

議長 続いて、No. 13について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書13ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当員の説明を得ながらご審議を



願いたいと思います。こちらの担当委員は、牧之内地区担当の農地利用最適化推進委員 幡谷委員より説明を願います。

幡谷委員 [ ]さんから電話がありまして、[ ]さんにも確認をしたのでわざわざ聞かなくてもいいですので再設定をよろしくお願い致します、ということでも[ ]さんに頼まれましたので宜しくお願い致します。

議長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:16 決定)

議長 続いて、No. 14について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書13ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は、高林・沖内地区担当の農地利用最適化推進委員 人見委員より説明を願います。

人見委員 [ ]さんから振興公社を通して借りるということで、[ ]さんからは確認をしておりますのでよろしくお願い致します。

議長 補足しますと、[ ]さんが[ ]さんに貸す面積が2枚で5,940㎡で、全面積を[ ]さんに貸すということです。振興公社を通すと特典がありますから。その内容等については局長より説明をお願いいたします。

事務局長 こちらは中間管理機構であります。振興公社を通すことによって経営転換協力金という形でもらえます。全部農家をやめますとか水稻と畑はあるけど水稻は全部人に貸します、といった場合については協力金が貰えます。それを頂くために中間管理機構を通すというような形になっています。通常ですと基盤強化法というものを使って個人間のものは農業委員会が立ち会いというような形になりますが、今回のものは中間管理機構の法律を適用するために最初、基盤強化法で公社が借りて、公社から一利さんが借りるのですが、それは中間管理機構の法律に基づいて貸すという形になります。全部やめたいという方がいましたら、皆さんの方でこのような制度がありますよと、詳しくは農業委員会へ聞いて下さいということによっていただければと思います。

平成28年度に同じく沖内地区の経営計画の方でお金を頂いている方がおります。そういうような形で尚且つ、貸す相手については認定農業者という形でやる場合はこういう風に該当するかもしれないのでその方にはお話しをして頂ければと思います。

議長 前回もこのような案件がありまして、沖内の[ ]さんが[ ]さんに

全面積を貸すということで、今の■■■さんと同じような補助金と言いますか、面積当たりの金額を貰うという案件として1件上がってきましたが、今回もそのような案件で、■■■さんが■■■さんに貸すというような内容であります。局長、■■■さんからの説明が終了しましたがその他質疑、意見のある方はございますか。

円谷委員  
議長

申請が上がってきているのはこれで全部ですか。

そうですね、■■■さんはその他は売買でやっています。

円谷委員

以前はやっていたものはわかるのですが、残った段階で、今はこの登録した面積でそれでも水稲はやらないということですか。

事務局長

水稲はやらないです。後は畑のキュウリだけです。部門別の転換もできません。

星(重)委員

貸す方の■■■さんに関しては問題ないと思うのですが、借りる方の振興公社は、又誰かに貸すということですか。

事務局長

中間管理機構なので、その分については、法律が違うので別案件になっています。

中には中間管理機構で平地の圃場整備されたところだから、借り手が見つかるだろうとあって、預かる場合もあります。長く預かったまま一年位経っているものもあります。

星(重)委員

借り手がなくて一反歩60kgの玄米という補償ですけども、借り手がない場合には補償はどういう風になるのですか。

事務局長

60kgに相当するお金をお渡しする、あくまでも借主が見つかるまでの話ですので、借主が見つからなければ預かったままです。要は農業委員会が斡旋するのではなくて県の公社が斡旋するために、一旦貸借権、耕作権を預かりますという形です。ですので、本来ですと玄米60kgというのはこの後ろのページの案件の話なのですが、ただお互い同士の話をしてお金ではなく現物でやり取りしましょうという話になっていますので、このような表示の仕方になっています。

事務局

このようになった経緯を補足説明させていただきます。最初、■■■さんから個別の相談を受けました。もう水稲の方はできないから貸したいと、それで、■■■さんも■■■さんのお話を聞いていたので、こういったメリットを受けることに該当するのではないかと、という相談を受けました。■■■さんの方で米は辞めるけど、キュウリはリハビリを兼ねてできるので蔬菜の方は継続したいというお話を受けました。そこで蔬菜の経営面積自体が1反4畝位ありましたので、リタイア補助金を受けるには10a未満の経営地にしなければいけないという要件に合致しないので、1反4畝あるので無理ですよというお話をさせて頂いたのですが、ただその後リタイア補助金を貰う中で経営部門の減少という場合も該当になるということを確認がとれましたので、■■■さんの場合も米の二筆分については、貸出の方を行ってそ

の後、水稻をやる場合は、一反歩未満まででしたら、水稻経営というのは続けても問題ないそうです。畑として使う、その転作としてキュウリを作っていますが、そちらの蔬菜部門についてはいくら農地を残しても構わなく、経営をやっているだけで問題ないというようなことを県の方に確認を取っております。よってこの事業での活用が該当すると思ひ、おすすめた次第でございます。なお、なかなかこの事業自体も中間管理機構で借受けないとリタイア補助金が貰えません。中間管理事業がどうしてもあたるかという、例えば遊休農地になっている畑等を結構持っている方とか、そういった方はこの補助金の対象に該当しませんのでこの中間管理事業の活用というものを個別に話に来た時にお勧めできない場合もあります。中間管理事業を使うということになりますとどうしても一件当たり800円近くの手数料がかかります。ですので、その手数料がかかるくらいならば、個人間でやって頂いた方が、手数料分が浮きますので、そういった部分も含めてこの補助金が合致するかどうかというのは、私どもの方で対応をしたいという考えでございますので宜しくお願い致します。

松崎委員  
事務局  
議長

貸す方はお金を貰えるのでしょうか、借りる方は貰えるのですか。

貰えないです。借りる方ももちろん手数料を取られます。

他に何かご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:56 決定)

議長  
事務局  
議長

続いて、No. 15について事務局より説明をお願い致します。

(議案書13ページを朗読)

事務局からの説明が終わりました。この件については、あっせん会議を開催しておりますので、出席委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。7番 小針委員より説明を願います。

小針委員

2月8日に斡旋会議がございまして、県の農業公社と[ ]さんと売買が成立しました。この物件は先ほど事務局からお話がありました、11月に出了た案件の[ ]さんの所の負債物件、[ ]さんと[ ]ととの負債物件でございます。価格が極端に高くなっているのは、不良債権のための金額ですので、普通の売買とは異なります。個人の間で価格ではございませんので、その辺はお間違えの無いようにということでございます。

この田んぼは11月にご説明した通り、飯豊地区では一番南の水利の方があまり宜しくない土地です。圃場的にはよろしいのですが一部耕作していませんので、多少重機等を入れる可能性がありますのでこういった単価になっています。以上です。

うな形にとらせて頂いています。

議 長 何かご質問はありませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:10 決定)

議 長 以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷委員 以上を持ちまして平成30年第2回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成30年3月20日

議長

内山正勝



7番委員

小針久司



1番委員

磯部伊弘

